

特別都市建設法とその影響に関する長崎市と広島市の比較

長崎大学工学部 学生会員○宮本 隆也
長崎大学大学院 正会員 石橋 知也

1. はじめに

長崎港は 1571（元亀 2）年に開港した最も古い貿易港の一つである。同年には長崎港にポルトガル船が入港するなど、長崎市は海外との窓口として位置づけられてきた¹⁾。戦後間もなく、各都市では戦災復興土地地区画整理事業が行われているなか、同市では 1949（昭和 24）年に「国際文化の向上と恒久平和の理想達成のため、長崎市を国際文化都市として建設する」ことを目的とした長崎国際文化都市建設法（以下、「長崎法」）が制定されている。現在まで異文化が混合した観光地として存在し続けている長崎市において、「長崎法」およびそれに関連する計画が都市発展に与えた影響について考察することは、今後の同市の都市計画を論じるうえでも重要であると考えられる。一方、既往研究では、同時期に制定された特別都市建設法の全体を扱った研究は見られず、個別の都市における研究が把握された。そのうち、広島市を対象とした石丸による研究²⁾や「観光」を冠する 8 都市を対象とした高橋らによる研究等³⁾が存在するが、長崎法に焦点を当てた研究は見受けられなかった。

そこで本研究では、1)「長崎法」の制定に至るまでの経緯やその関連する計画の内容、2)「長崎法」や関連計画がその後の長崎市の都市形成に与えた影響、さらに、3)同時期に制定された広島平和記念都市建設法（以下、「広島法」）との異同、について明らかにすることを目的とする。

2. 特別都市建設法に関する基礎的整理

表-1 は 1949～1951（昭和 24～26）年までに制定された 15 の都市の特別都市建設法について示し、特別都市建設法の本則から読み取ることができる平和、観光、国際文化、温泉、港湾の 5 つのキーワードの有無について整理したものである。また、ここで最初期に制定された両法律について、その本則を表-2、表-3 に示した。

第二次大戦後、1946（昭和 21）年に全国の 115 の戦災都市で戦災復興計画を行うも軒並み停滞していた。そのような中で、長崎市は 1947（昭和 22）年 11

表-1 昭和 24～26 年制定の特別都市建設法一覧

法名/制定年月日	平和	観光	国際文化	温泉	港湾
広島平和記念都市建設法 1949(昭和 24)年 法律第 219 号	○	○			
長崎国際文化都市建設法 1949(昭和 24)年 法律第 220 号	○	○	○		
首都建設法 1950(昭和 25)年 法律第 219 号	○				
旧軍港市転換法 1950(昭和 25)年 法律第 220 号	○				○
別府国際観光温泉文化都市建設法 1950(昭和 25)年 法律第 221 号	○	○	○	○	
伊東国際観光温泉文化都市建設法 1950(昭和 25)年 法律第 222 号	○	○	○	○	
熱海国際観光温泉文化都市建設法 1950(昭和 25)年 法律第 223 号	○	○	○	○	
横浜国際港都建設法 1950(昭和 25)年 法律第 248 号	○	○			○
神戸国際港都建設法 1950(昭和 25)年 法律第 249 号	○	○			○
奈良国際文化観光都市建設法 1950(昭和 25)年 法律第 250 号	○	○	○		
京都国際文化観光都市建設法 1950(昭和 25)年 法律第 251 号	○	○	○		
松江国際文化観光都市建設法 1951(昭和 26)年 法律第 7 号	○	○	○		
芦屋国際文化住宅都市建設法 1951(昭和 26)年 法律第 8 号			○		
松山国際観光温泉文化都市建設法 1951(昭和 26)年 法律第 117 号	○	○	○	○	
軽井沢国際親善文化観光都市建設法 1951(昭和 26)年 法律第 253 号	○	○	○		

月、広島市が復興事業に 3 分の 2 の国庫補助を受けられる「広島法」を国会へ提出することを知り、「長崎法」の準備を進めていった。その後、GHQ「広島が平和記念都市なら長崎は歴史の町だから文化都市にしろ」という発言のおかげもあり、1949（昭和 24）年 5 月 10 日に行われた衆議院の第 5 回国会へ上程することができた⁴⁾。第 5 回国会議院運営委員会議録には、衆議院議院で衆議院議院運営委員会の理事の石田博英による「（前略）原子爆弾の被害を受けました長崎市に対しましても、やはり何とか特別助成の方法を講じなければならないのではないかと」という発言を含めた「長崎法」の趣旨説明が行われ、広島市と同様に特別な国庫補助を受けられる特別都市建設法が可決されたのである。1949（昭和 24）年 7 月 7 日に行われた住民投票で賛成多数にて同年 8 月 9 日の制定に至ったのである。

3. 長崎国際文化都市建設法と長崎市の都市形成

ここでは新長崎市史の記述⁵⁾を参照し、以下のように整理した。1945（昭和 20）年、長崎市は原爆によって土地の約 47%にあたる 203 万余坪が焼土化した。

表-2 広島平和記念都市建設法本則

目的	第一条 この法律は、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設することを目的とする。
計画及び事業	第二条 広島平和記念都市を建設する特別都市計画(以下平和記念都市建設計画という)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一条に定める都市計画の外、恒久の平和を記念すべき施設その他平和記念都市としてふさわしい文化的施設の計画を含むものとする。 広島平和記念都市を建設する特別都市計画事業(以下平和記念都市建設事業という)は、平和記念都市建設計画を実施するものとする。
事業の援助	第三条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、平和記念都市建設事業が、第一条の目的に果たし重要な意義を持つことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。
特別の助成	第四条 国は、平和記念都市建設事業の用に供するために必要があると認める場合においては、固有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に有する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。
報告	第五条 平和記念都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するように努め、少なくとも六か月ごとに、建設大臣にその進捗状況を報告しなければならない。 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、平和記念都市建設事業の状況を報告しなければならない。
広島市長の責務	第六条 広島市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、広島平和記念都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。
法律の適用	第七条 平和記念都市建設計画及び平和記念都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び都市計画法の適用があるものとする。

表-3 長崎国際文化都市建設法本則

目的	第一条 この法律は国際文化の向上を図り、恒久平和の理想を達成するため長崎市を国際文化都市として建設することを目的とする。
計画及び事業	第二条 長崎国際文化都市を建設する特別都市計画(以下国際文化都市建設計画という)は都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一条に定める都市計画の外、国際文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。長崎国際文化都市を建設する特別都市計画事業(以下国際文化都市建設事業という)は国際文化都市建設計画を実施するものとする。
事業の援助	第三条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、国際文化都市建設事業が第一条の目的に果たし重要な意義を持つことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。
特別の助成	第四条 国は、国際文化都市建設事業の用に供するために必要があると認める場合においては、固有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に有する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。
報告	第五条 国際文化都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するように努め、少なくとも六か月ごとに、建設大臣にその進捗状況を報告しなければならない。 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、国際文化都市建設事業の状況を報告しなければならない。
長崎市長の責務	第六条 長崎市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、長崎国際文化都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。
法律の適用	第七条 国際文化都市建設計画及び国際文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び都市計画法の適用があるものとする。

戦後間もなく、長崎市は1945(昭和20)年11月12日の閣議にて戦災復興施策対象都市に決定され、同年11月30日には「戦災復興計画基本方針」が閣議決定された。これを受け、長崎市は歴史的地理的背景をもとに貿易、水産、造船を基盤とした地方中核都市を目指し、土地利用計画、街路や公園緑地、下水道等の復興計画立案を開始した。しかし、当初、戦災復興土地地区画整理事業では5年間での計画が立案されていたが、財政窮乏のため復興事業は難航していた。この時期に都市建設法の議論がなされていたこと

は既に述べた通りである。「長崎法」の制定後、長崎県は関連計画として1954(昭和29)年3月に「長崎国際総合文化センター設置計画」を作成した。加えて、1955(昭和30)年6月27日には当時長崎県知事であった西岡竹次郎氏を会長として長崎国際文化センター建設委員会が設立された。長崎国際文化センター建設計画では趣旨として、「長崎には、幾多の忠実を物語る、文献、資料はもとより、貴重な文化財の数も極めて多い。従って、これらを一堂に集めて、広く、世界文化の啓発に寄与すべき」⁷⁾であると書かれており、恒久平和の理想を達成するだけでなく、国際文化の向上を図るためにつくられた計画であることがわかる。加えて、同計画では水族館や図書館や長崎市公会堂、長崎県立美術館、体育館等の建設が謳われている。

4. おわりに

これまでの史料分析から、長崎法の制定経緯として、戦後間もなく行われた戦災復興土地地区画整理事業が財政窮乏により難航したため、国庫補助の増額を求めていたところ、当時広島市で計画されていた「広島法」と同様の特別法を制定することによって、財政問題の打開を図ったという類似する側面を指摘できよう。今後は、「長崎法」が長崎市の都市形成に与えた影響等を広島市との比較により進めていく。

参考文献

- 1)長崎市ホームページ(歴史年表、昭和時代)
<http://www.city.nagasaki.lg.jp/> (2018.12.30 閲覧)
- 2)石丸紀興：広島における計画思想としての平和記念都市の形成過程とその変遷・変容に関する研究、都市計画論文集、No.43-3, pp.187-192, 2008
- 3)高橋正義, 十代田朗, 羽生冬佳：戦後復興期の観光関係特別都市建設法の成立と同法制定都市における観光都市計画に関する研究、都市計画論文集 No.38-3, pp.571-576, 2003
- 4)調来助編：長崎爆心地復元の記録、日本放送出版協会、1972
- 5)第一類第十九号 第五回国会衆議院議院運営委員会議録第三十一号、1949.5.1
- 6)長崎市史編さん委員会：新長崎市史、2013